相続法改正 (特別寄与料)

弁護士 長谷川 留美子

いよいよ7月1日になり、相続法改正法が本格的に施行されました。今回は、相続人以外の者の貢献を考慮する制度についてご紹介します。

最近は、男性が自分の母親の世話をする姿をよく見かけるようになりましたが、よくある話として、親と同居する長男のお嫁さんがその親の世話をしたときに、何らかの報いは得られないのか、という問題があります。これまでは、長男のお嫁さんが夫の親の世話をしたときに、親の遺産の増加や維持に特別な貢献をしたと認められるときには、長男の寄与分と認めて長男の相続分を増やして解決することがありました。しかし、これでは、世話をしたお嫁さんの財産にはなりません。

改正法では、このようなときに、お嫁さん 自身が遺産からお金をもらうことができるよ うになりました。この金銭を「特別寄与料」 といいます。

特別寄与料の請求が認められるのは、相続 人以外の被相続人の親族です。親族とは、6 親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をい います。お嫁さんは、1親等の姻族になりま す。そうすると、親族の範囲は結構広いこと がわかると思います。

次に、請求が認められるためには、被相続 人に対して療養看護その他の労務の提供を無 償で行うことが必要です。また、それによっ て、被相続人の財産の維持や増加に特別の寄 与があったと認められることが必要です。例 えば、自宅で介護することによって施設の費用やヘルパーの費用を支払わずにすみ、そのおかげで遺産の減少が食い止められた、というような場合が考えられます。ただし、寄与は「特別」と認められる必要がありますが、どの程度の寄与が「特別」と認められるかは、今後の裁判所の実務によって明らかになっていくと思われます。

特別寄与料の請求は、相続人に対して行います。相続人が数人いるときは、法定相続分又は指定相続分に応じて按分して負担します。一部の相続人だけに請求することもできますが、そのときは、請求した相続人の負担する金額だけしかもらえません。

相続人に対して特別寄与料を請求したいと きは、まず相続人と協議します。協議が整わ ないときには、相続が開始した土地を管轄す る裁判所に対して協議に代わる処分を請求し ます。

特別寄与料の請求には、期間制限があります。この期間は意外に短く、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月、又は相続開始のときから1年です。ですから、ぼやぼやしているとあっという間に請求できなくなります。

一方、相続人が特別寄与料を請求されたく ないのであれば、自分が被相続人の世話を しっかりすることです。

(随想)

『覇権争い』はナンセンス!

センター会長 杉浦 正康

アメリカのトランプ大統領についてはいろいろ問題があると言われているのですが、残念ながら彼を辞めさせるだけのパンチの利いた決定打は出て来ていません。結局任期まではこの状態が続くとみなければなりません。

そうなりますと現在の世界の動きについて 我々は相当の覚悟をしなければなりません。 最近ではイランの核問題を巡って戦争を仕掛 けかねない危うい対処の仕方をしています し、その他の地域に対しても強圧的な態度で 物議をかもすことが多いのが現状です。

ここではとりあえずその種の中で<u>最も重大</u>な問題だけを取り上げることにします。それはやはり中国との関係についてです。当面はアメリカが仕掛けた「貿易摩擦」或いは「貿易戦争」の形をとっていますが、識者の見解は殆どその本質を『覇権争い』と捉えているようです。要は最近の中国が経済力の発展を基礎として急速に国力が強化されてきていることに対してアメリカが自分の地位が脅かされるのではないかとの危惧を抱き始めたことに起因しているようです。

筆者の見解では、現在の中国の国力はアメリカのそれに比べてまだまだ相当の開きがありますので脅威を感じるような必要はないと思うのですが、「覇権」が奪われるのではないかとの不安がアメリカの特にトランプ大統領の周辺には強いようなのです。アメリカは長期に亘って圧倒的な強さを誇って来たためにその状態に慣れ親しみ自分に追い付くような

国が出て来ることは永久にないかのように 想ってしまっていたため、ここのところ躍進 著しい中国の存在が必要以上に脅威に感じる のでしょう。

そこであわてて相手に対して打撃を与える ために信じられないような「高率関税」を課す という暴挙に出たのであろうと考えられま す。そうなれば相手の中国の方も潰されては たまらないと必死の形相で「報復関税」で応じ て来るのは当然です。その結果現在中国の経 済は大きな痛手を与えられているようです が、同時にアメリカ自身も相当の痛手を被る ことになっていますし、アメリカのみならず 日本を含めた西側陣営の各国にも損害が出て いるようです。どうみても間尺に合わない愚 策としか思えません。

大体『覇権争い』というような児戯に属する 喧嘩をするのは愚の骨頂で、そのようなこと にエネルギーを費消しているうちに自分自身 も消耗してしまい、最終的には衰退の道をた どることになってしまうのは歴史の示すとこ ろです。『覇権』の維持に血道を上げることを やめ、むしろお互いに繁栄するよう協力し合 うことこそが望まれるのではないかと思いま す。トランプ大統領を洗脳する方法はないも のでしょうか?アメリカのより良い繁栄と発 展のためにもそうなる方が良いと思います。 安倍総理はイランとアメリカの関係について 仲介をしたのですから、中国とアメリカとの 関係についてもやったら如何?

康友会入会のご案内

康友会は当センターの顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会いただきますようお薦め申し上げます。

- 特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。
- 特典2・年に一度行われているホテルでの総会(講演会、懇親会)に1名様まで無料で参加できます。(一般参加の方は10,00円いただいております。)
- 特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー(税務・法律・労務年金相談)に優先 的にお値打ちに参加できます。
- 特典4・康友会旅行においての補助が受けられます。
- 特典5・過去の研修会、セミナー等のテープ・ビデオ・CD等を無料で借りられます。
- 特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

【 入会金 】 無料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

7月、8月の税務・労務

- 7月の税務・労務
 - 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月)の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
 - ◇社会保険の報酬月額算定基礎届
 - ◇労働保険概算・確定保険料の申告及び納付
 - ◇労働保険料の納付(第1期)
 - 1 6 日◇所得税予定納税額の減額承認申 請
 - 31日◇令和元年5月決算法人の確定 申告、11月決算法人の中間申 告、8月・11月・2月決算法 人の消費税中間申告(400万 円超)
 - ◇令和元年5月決算法人の事業 所税申告及び納付
 - ◇所得税予定納税額第1期分の納 付
 - ◇固定資産税及び都市計画税第2 期分の納付

- 8月の税務・労務
 - 13日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 9月2日◇令和元年6月決算法人の確定 申告、12月決算法人の中間申 告、9月・12月・3月決算法 人の消費税中間申告(400万 円超)
 - ◇令和元年6月決算法人の事業 所税申告及び納付
 - ◇個人事業者の消費税・地方消費 税の中間申告及び納付
 - ◇個人事業税第1期分の納付
 - ◇個人住民税第1期分の納付
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険 者賞与等支払届(期限=支払後 5日以内)







第50回康友会総会

6月7日(金)に名古屋マリオットアソシアホテルにて、第50回康友会総会を開催いたしました。平日でしたが、多くの方々にお集まりいただき深く感謝申し上げます。

当日は、第一部総会議事、第二部講演会、第三部懇親会 とし、会員様をはじめ、総勢26社(62名)の方々にお 集まりいただきました。



〈会長 篭橋 美久様〉



第一部の総会議事は、16F「サルビア」の間にて、 康友会会長の篭橋美久様のご挨拶により議案審議が始ま りました。第一号議案から第六号議案まで審議され、す べて出席者の拍手をもって承認されました。改選後の役 員の方々は次頁の通りです。議案議事終了後には葵総合 経営センター代表杉浦康晴より挨拶がありました。

〈葵総合経営センター 杉浦 康晴〉

第二部の講演会は、引き続き16F「サルビア」の間にて、「フィットネス界日本一元丸の内OLが贈る健康経営~健康は手段~」のテーマで、ライフテーラーゆこ氏をお招きし、講演をしていただきました。

ご自身の実体験に基づき、健康経営について解説 していただき、姿勢や動作については、実際に会場 の参加者と一緒に実践を行いました。



〈講演会の様子〉

第三部の懇親会は、51F「ジュピター」の間にて、行われました。

康友会会長の篭橋美久様のご挨拶から始まり、乾杯のご発声を康友会新副会長の橋本浩宗様から頂きました。

今年のアトラクションは、全国各地で大人気のものまね芸人のかいやまとさんにお願いしま した。かいやまとさんによるものまねで会場全体が盛り上がり、来場者の皆さまに大いに楽し んでいただきました。







〈新副会長 橋本 浩宗 様〉

〈アトラクション〉

〈理事 岡庭 好和 様〉

その後のビンゴ大会では、来場者全員にご参加いただき、当選された皆様には豪華景品をお 持ち帰りいただきました。

そして康友会理事の岡庭好和様から閉会の辞を頂き、最後に会場の皆様全員で手締めを行い ました。懇親会は短い時間でしたが、大変好評のうちに終えることができました。

康友会事務局では、皆様により一層お楽しみいただける内容を盛り込んだ康友会総会を開催 できるように努めていきます。そして、顧問先の皆様にお気軽にご参加いただけるセミナー、イ ベントを企画していきますので今後ともよろしくお願いいたします。

尚、秋にも行事を予定しております。詳細が決まり次第、ご案内いたしますので、皆様のご参 加をお待ち申しております。 (文責 近藤 陽介)

康友会のお問い合わせ:

葵総合経営センター 康友会事務局

電話:052-331-1740

康友会第50期新役員

<会長>

東菱電子株式会社 篭橋 美久 <監事>

幸栄電気株式会社

藪井 満

(新任) シバタ貿易株式会社

<副会長>

株式会社ティーエーシー 橋本 浩宗

柴田 浩司

<理事長>

葵総合経営センター 杉浦 康晴 <顧問>

(新任)

杉浦 正康 葵総合経営センター

長谷川留美子法律事務所 長谷川 留美子

<理事>

伊藤 博之 株式会社伊藤美藝社製版所 岡部建設株式会社 岡庭 好和 医療法人清水会 近藤 喜博 株式会社ミリオンエンターテック 大川 秀樹

(社名により五十音順、敬称略)



ご案内

7月 16日 (火)

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和元年 7月 16日 (火) 令和元年 8月 16日 (金) 令和元年 9月 18日 (水) 弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ【無料よろず相談日(予約制)】

わが家のペット自慢 ~NPO法人もやい

令和元年



岡戸 久子様 編~

☆表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりの 表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に 担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

8 月							
I	Ш	川	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

★税務・労務・経営・法律に関することなら 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

 税 理 士
 杉浦 康晴

 税 理 士
 杉浦 正康

 税 理 士
 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプ[®] ランナー(CFP) 二村 晃司

医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



『広報委員会』

近川純那 早川 毅 中島和人 小林浩子 加藤紀男 都築玲香 山田真義

「令和」になって2ヵ月が過ぎました。

ようやく「令和」にも慣れ、31年と誤って記入 することもなくなりました。

請求書や領収書を見ていると、元号表示ではなく西暦表示のものが多くなったと感じます。元号表示に慣れていたせいか、少し寂しいような気もします。

まだまだ雨傘が手放せない季節が続きそうです。梅雨明けが待ち遠しいのですが、その後に猛暑がくるかと思うと、今からぐったりしてしまいます。 小林 浩子